

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和5年7月20日(木) 10:00~12:00
場所	分庁舎2階 大会議室1・2
出席者	委員長 竹端 寛 委員 長城 紀道、和田 周郎、三芳 学、福島 健太 山川 範、松下 晶子、向 千鶴子、中山 裕雅 欠席委員 池本 秀康、押場 美穂、村岡 由美子、小野 りか 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁、川南 千津子 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香
事務局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香、亀岡 菜奈、知北 早希、平川 千夏 芦屋市障がい福祉課 川口 弥良、長谷 啓弘 芦屋市高齢介護課 浅野 理恵子、田尾 直裕
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 報告

ア 権利擁護支援センター運営委員会報告

イ 縦レビュー会議に関する報告(虐待対応システムの効率化、警察との連携)

(2) 協議

「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」について

(3) その他

2 提出資料

令和5年度第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 議事次第

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

事前資料1-1 令和4年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告

事前資料1-2 令和4年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数

事前資料1-3 令和4年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の実施状況

事前資料1-4 令和5年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

事前資料2-1 令和4年度システム改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)の報告について

事前資料2-2 令和5年度システム改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)にて抽出された課題に対する取組状況について

事前資料3-1 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」プロジェクトチームでの協議内容

事前資料3-2 ハンドブック本文・導入(案)

- 事前資料 3-3 ハンドブック・課題ごとの対応（案）
- 事前資料 3-4 フローチャート（案）
- 事前資料 3-5 意思確認シート（案）
- 当日資料 1 令和 5 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会 議事録

3 審議内容

(1) 報告

ア 権利擁護支援センター運営委員会報告

- 【事前資料 1-1 令和 4 年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告】
- 【事前資料 1-2 令和 4 年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数】
- 【事前資料 1-3 令和 4 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画の実施状況】
- 【事前資料 1-4 令和 5 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画】
- 【当日資料 1 令和 5 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会 議事録】

(権利擁護支援センター 谷)

事前資料 1-1 から 1-4、右肩に当日資料と書いてある、権利擁護支援センター運営委員会の議事録を用いて、ご報告をさせていただきます。

基本的には事前資料 1-1 に沿いながら、ポイントを絞ってお伝えさせていただきます。

事前資料 1-1 の 1 ページ目です。権利擁護支援センターでは法律職と福祉職、協働型の権利擁護専門相談を実施しています。定期相談 17 回、22 件、臨時相談 67 回、71 件と、合計 84 回、93 件実施しており、定期相談に比べて臨時相談が格段に多くなっています。定期相談は曜日や時間、場所が決まっていますので、違う曜日や時間が良いなどにより、臨時相談のニーズが高い状況にあります。件数も全体的に増えていて、相談内容は、成年後見制度、債務整理等が多くなっています。専門相談の専門職区分や状態区分は、事前資料 1-2 の左下の合計 93 件の内訳に示しています。権利擁護支援センター職員による相談支援の件数は 1 ページ目の下に記載しています。どこから相談が入ってきているかは、事前資料 1-2 の相談経路別に記載しています。こういった内容で入っているかは下の段になります。上の相談経路の、右から 2 つ目の項目に警察とありますが、これは虐待の通報によるもので、虐待の通報が警察から入ったということです。

事前資料 1-1 の 2 ページ目に戻ります。権利擁護支援センターでは高齢者及び障がい者の虐待通報への対応を関係機関と行っています。数字はここ 5 年まとめたものを表にしています。当日資料の権利擁護支援センター運営委員会議事録をご覧ください。2 ページ目の質問 4、質問 5 あたりに、施設虐待についての質問が出ています。表には養護者による虐待の判定率、認定率、終結率を出していますが、施設虐待は母数が少ないということもあり率としては出さず、件数だけを記載しています。ここ 5 年の状況をお伝えしますと、高齢者の施設虐待については、ここ 5 年の通報件数は全体で 22 件、その中で虐待ありと認定されているのが 5 件です。認定率は 22.7% で、5 件のうち 4 件は終結しています。令和 3 年度に通報があったケースで継続しているケースが 1 件あります。障がい者の施設虐待は、ここ 5 年で件数は 9 件、そのうち虐待ありの認定が 2 件でいずれも終了しています。施設虐待は通報件数だけでなく、状況も分かるように次回以降は工夫して記載したいと思っています。

次に 3 ページ目、権利擁護支援センターでは受託法人の社会福祉協議会と P A S ネットで法人後見機能を提供しています。令和 4 年度末で 5 件と 16 件の合計 21 件を受任しています。当日資料 2 ページ目の質問 7 で、後見業務の相談内容とところで上から 4 つ目の支援者との連絡調整、報告が増えていることにご質問いただいています。頻回に面会をしていた方が入院され、自然と本人との面会や連絡調整が減ったこと、支援者との連絡調整が増えているのは、令和 4 年度に 5 件の新規ケースが増え、ケースにもよりますが、人によっては 7、8 か所のサー

ビス事業所と契約されていると、後見人が就任した時点で関係各所と連絡を取りますし、また後見人の就任後にケアマネジャーがつき、サービス調整をする場合もありますが、支援者が各関係機関と連絡を取ることになりますので、その分の件数が増えています。その下には後見人に関する相談支援として、制度説明、申立手続支援の項目を分けて件数を集計しています。申立て手続きや候補者の調整が増えており、専門職の確保がここ数年の課題です。

次に事前資料1-1の4ページ目、日常の金銭管理サービスについてです。これはPASネットで6件、社会福祉協議会で令和4年末時点42件です。こちらのニーズも非常に高まっています。次は、権利擁護支援者の養成・育成です。以前は毎年、権利擁護支援者養成研修を行っていましたが、令和元年度から隔年で実施し、受講者数と登録者数を表にしています。その中でご質問があったのが、当日資料1の4ページ、意見13で、50人登録をしていて、活動者が20人程度おられ、残りの方の活動の場が課題ではないかという意見がありました。人材バンク登録者の活動状況では、障がい者福祉施設等相談員の活動が0人になっています。新型コロナウイルス感染症で対面の活動が制限され0人となっていますが、今年度は、対面で活動が実施できるため12人の方が相談員の候補として調整を進めており、活動の場が少しずつ戻っているという印象があります。フォローアップ研修についてもご意見をいただいて、フォローアップ研修については、事前資料1-1の5ページに(1)から(6)までフォローアップ研修を実施しています。スキルアップもそうですが、モチベーションの維持というところも含めてこのような研修を人材バンク登録者に提供、案内をしています。(1)、(2)は相談員向けの研修になりますが、(3)から(6)は、人材バンクに登録されている方にご案内をしています。例えば(3)のセルフネグレクトをテーマにした研修や、(5)の地域自立支援の基本的理解という研修は、もともと養成研修にも入れていた項目のため、初心に戻っていただくという意味で受けていただいています。

次に事前資料1-1の6ページ、人材バンクの活動の1つになりますが、介護サービス相談員派遣事業です。もともと対面の訪問活動でしたが、一昨年度からZOOMを活用したオンラインの面談を実施しています。昨年度も4施設でZOOMを活用して15人の方に活動いただいています。(3)昨年度は実施できませんでしたが、今年度を実施する予定です。(4)の終活支援事業は、ろうスクールを直近3年間は5日間のカリキュラムで実施していました。令和4年度は権利擁護支援センターが主催していましたが、高齢者生活支援センターにも入っていただいて共同で実施することになり、潮見地区、精道地区の2か所で記載のカリキュラムを行いました。基本的に65歳以上の方を対象としているため、平均年齢はとても高いですが、皆さん終活に意識の高い方がお集りになっている印象です。また、権利擁護支援センター運営委員会の中で講師はどういったところに派遣をしているかという質問については、事前資料1-1の6ページ、下に表にまとめています。

事前1-1の7ページ、6)その他の事業に、人材バンクの登録者向けの研修ではなく、専門職向け、関係機関向けの研修を1、研修関連(1)から(3)にまとめています。これらの研修の詳細については、事前資料1-3に、事業計画に対して実施した内容、成果と課題をまとめています。例えば左側に打っている番号の1-2であれば、行政の初任者向け権利擁護研修の内容、皆さんからの意見をまとめたものになります。1-3の虐待対応従事者研修、セルフネグレクトをテーマにしたものでは、参加者数、いただいたご意見をまとめています。

また、事前1-1の7ページ、その他の事業、3番目の「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」については、この後議題に上がってくる内容です。

事前1-1の最後のページ、8ページで7)に、権利擁護支援センター運営委員会を2回、権利擁護支援センター運営委員会に附属する機関として専門委員会を記載のとおり2回開催しました。そこでは、市長申立てのケースや法人後見の受任指標について諮っています。法人後見の受任指標は、これまで受任の要件をいくつか定めておりましたが、さらに具体的に指標

となるものがあつたほうがいいのではないかとこのところを、提案しご協議いただきました。

次に今年度の事業計画です。事前資料の1-4、新しく本年度以降に進めるものをご説明します。2-7、相談支援専門員、障がい福祉サービス等従事者等を対象とした虐待に関する意識調査及び研修への協力については、2年前にケアマネジャー向けの虐待の気づき、通報をメインにした研修を実施しましたが、それを障がい者基幹相談支援センター等の障がい者に携わる従事者の方向けに企画をしています。同じように全体に虐待に対するアンケートを6月末期限で実施しましたが、回答が少なかつたため、7月末まで延期しています。9月21日に研修を行う予定で、こちらは以前実施した福島弁護士に講師をお願いして、グループワークを含めて進めています。3-2は、隔年で実施している権利擁護支援者養成研修の実施年ということで、8月の最初に説明会を行う予定です。9月30日から基本的に隔週の2週間に1回、土曜日に、2月末もしくは3月初旬位までおよそ半年をかけて計10回の研修を受けていただき、修了後に人材バンクに登録していただき、いろいろな活動に携わっていただくという流れを予定しています。今広報をしており、申込受け付け中ですが、現時点で14人ぐらい申し込みいただいております、10人ぐらいが女性で4人が男性だったと思いますが、やはり女性の方が多い印象です。皆さんの周りでも興味がある方がおられましたら、ぜひご案内いただけたらと思います。3-6については、繰り返しになりますが、前年度できなかった活動を今年度は進めているということです。次に4-1、前年度は親族後見人向けの研修が企画できていないため今年度は実施したいと考えていますが、親族後見人をしている人を把握できていないため、対象を親族後見人に絞ることができず、家庭裁判所にも相談はしましたが、個別に案内を送付することはできないが、代わりに家庭裁判所にチラシを置いていただくことは可能という回答をいただきました。そのため、親族の方で後見人を検討している方も含めて実施したほうがいいのかと考えています。最後に4-3です。これは権利擁護支援センター運営委員会でもいろいろとご意見をいただき、興味を持っていただいた企画で、これから進めるところですという回答をいたしました。後見人と現場の支援者の方がどのような連携をしているのか、また、連携できていないのか、お互いどのような印象を持っているのか等、前段で少し調査した上で意見交換会や交流会のような場でそれぞれ話し合いができればと思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございました。皆さんからご質問やご意見はいかがでしょうか。

では、考えていただいている間に私から質問ですが、法人後見業務のところではPASネットが令和4年度に新規4件と書かれています、私は西宮権利擁護委員会の委員長もしており、そこで見ていると西宮市はPASネットにもものすごく負担がかかっている、どんどん法人後見があつて大変だ、どうしようかという問題があるようですが、芦屋市はそのような問題はないか、問題がないとしたらそれはどういう理由なのか、いかがでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

今時点では16件になっています。この4月で職員の異動があり、その職員が担当していたケースをそのまま西宮へ移動しているので、実際に16から10ぐらいに減っています。PASネットの職員としては3名いて、他の業務と兼ねながら大変なところはありますが、後見活動をできていると認識しています。これを増やせるかどうかというのは、また後見人活動も質と量なので、本当にその質的にそれを受け入れるかどうかというのは、また法人内で検討しながらになると思います。現時点では後見活動ができているということです。

(竹端委員長)

なぜ西宮市とそんなに違いがあるのでしょうか。西宮市は大変と聞きます。

(権利擁護支援センター 谷)

確かに西宮市は件数が多いです。芦屋市と比べて人口規模が大きいこと、また、以前からPASネットが受任していた件数は西宮市を中心に法人として活動していたので、尼崎市のケ

ースも受けているので、そのような以前受けていた分に加えて、件数も増えていったり、最近
は家庭裁判所からも依頼があったりもしているためと思われます。これまではあまりなかつ
たのですが、今後もそういうふうが増えていくことが予想されます。

(竹端委員長)

それは芦屋市も可能性としたらあるのですか。

(権利擁護支援センター 谷)

それは十分あると思います。

(竹端委員長)

分かりました。ありがとうございます。

(権利擁護支援センター 谷)

また、受ける専門職の方がおられなかったりすると法人が妥当だろうということになり、阪
神間でいうとPASネットということになるかと思えます。

(竹端委員長)

芦屋市は社会福祉士や司法書士、弁護士が受けてくれる率が高いということなのですか。

(権利擁護支援センター 谷)

いえ、芦屋市は逆に数が少ないです。

(竹端委員長)

分かりました。ありがとうございます。ほかに何かご質問はよろしいですか。

(福島委員)

議事録を拝見させていただいて、この参加者の属性が分からないので何とも言えないところ
はありますが、後見業務をしていく中で専門職との連携が必要だというご意見も結構出て
いたかなと思います。その中で安保委員から合同の研修までをやったらいいのではないかの
ようなご意見が出ていたのですが、ちなみに西宮市ではなかなか一般市民の方を交えてとい
うわけではないのですが、福祉職を交えた合同研修を新型コロナウイルス感染症前はやって
いて、今年度は久々に復活をする予定にしています。ですので、芦屋市でもそういった福祉職
を交えた専門職の合同研修みたいなものは何か予定はされていないのでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

今のところ研修会は予定していないので、今後は後見人と支援者との意見交換会のような
ものをやるのですが、西宮市でやっている研修会のようなものをぜひ検討できたらなと思っ
ています。ありがとうございます。

(竹端委員長)

ほかに皆さん、いかがでしょうか。

僕から意見を、市民後見人についてお尋ねしたいのですが、いろいろと養成をしてい
て、事前資料1-1の4ページで、ある程度人材バンク登録者の方がこのように活動しておら
れるというのを書かれているのですが、十分に活動されているという認識なのか、登録はして
くれてもやるのが限られていてねという感じなのか、その辺りはどうでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

まず、権利擁護支援者養成研修に出させていただいて、修了された方に人材バンクに登録してい
ただき、そこで活動を経験していただいた後、市民後見人の候補者として登録をしていただく
流れになっており、現在5名いらっしゃいます。登録をするためには、先ほどの専門委員会
での審議を経て登録していますが、今活動いただいているのが2名で、これが十分か不十分か
は、判断が難しいです。一方で後見人のニーズは高いものの、専門職が受けてくれないことが
あります。市民後見人をお願いできる案件も限られており、相性等のマッチングもあります。
単純に市民後見人に受任いただくことができないところでの2名であり、ケースの内容に応
じて可能ならば市民後見人に受けていただく形にできたらいいなと考えています。まだ考え

ている段階ですが、将来的には、専門職の方が受けておられるケースで安定している方がおられれば、市民後見人に移して、その分、法律職の方の手が少し軽くなったところで別の案件を受けていただく等、そういうこともできたらいいかなとは思っています。

(竹端委員長)

去年、兵庫県社会福祉協議会で、兵庫県内自治体の権利擁護の支援体制事例集を昨年度末に作りまして、そこの中には市民後見をどうするのか、研修だけをしてでも全く活用をしなかったら育てる意味がないのだろうかということも含めていろいろな議論がある中で、捉え方として市民後見人を増やすということはもちろん1つの目標としてあるけれど、それだけを目指にすると実質できる人は本当に限られてしまう、芦屋市であっても実際にやっている人で登録者候補者が5人、活動者は2人みたいな形で、もともと280人が受講し、人材バンクに50人登録して、実際に市民後見人の登録者は5人といったら、かなり高い倍率なわけじゃないですか。そうなったときに、何か裾野を広げるという意味ではここで言う権利擁護支援者としての活動の充実、例えば権利擁護支援について市民後見人以外の活動の充実みたいなのを実際に宝塚市だとかいろいろな自治体ではやっておられるようで、要するに入所施設の聞き取り調査だとか、引きこもりの人への就労支援のサポートとか、いろいろな形での市民後見人以前だけでも、何らかの形で権利擁護活動を行い、それによって本人もレベルアップしていただき、場合によっては市民後見人に育っていくかもしれない、そういう入り口支援のようなものに携わってもらうことを結構やっている自治体もあるようですが、実際に芦屋市もそうされているのかということをお教えしてもらってもいいですか。

(権利擁護支援センター 谷)

芦屋市では市民後見人養成ではなく、権利擁護支援者養成としています。市民後見人はあくまで活動の1つで、基本は地域で権利擁護に関わる担い手になっていただきたいということです。事前資料1-1にありますように後見活動支援員や生活支援員、介護サービス相談員、全国的にも数少ない活動だと思いますが、障がい者福祉施設等相談員の活動に携わっていただいています。掲載していませんが、他にも、保護者が企画されている障がい者の方の居場所づくりにボランティアで入っていただけるよう声かけもしています。今ご指摘があった市民後見人に関わらず権利擁護支援の担い手を今後も充実させていきたいと思っています。

(竹端委員長)

それについて今後どういうふうに裾野を広げて、市民後見人ではない権利擁護支援者としての活動の裾野や展開を増やしていくような方向性やビジョンはありますか。

(権利擁護支援センター 谷)

活動もほかにも増やしていけられたらなと思っています。芦屋市ではしていない活動を西宮ではしていると思いますので、参考にしたいと思っています。

(福島委員)

小規模多機能の定期的な委員会に行っていたりしています。

(権利擁護支援センター 谷)

行政に代わって、人材バンクの方が参加するという活動を他市でもしているところがありますので、芦屋市でもできる活動はあると思います。今具体的にこれというのはないですが、先ほど居場所づくりのボランティアなど、広げていけたらと思っています。

(竹端委員長)

分かりました。ありがとうございます。

イ 縦レビュー会議に関する報告（虐待対応システムの効率化、警察との連携）

【事前資料2-1 令和4年度システム改善・資源開発検討会議（縦レビュー会議）の報告について】

【事前資料2-2 令和5年度システム改善・資源開発検討会議（縦レビュー会議）にて
抽出された課題に対する取組状況について】

（地域福祉課 知北）

私からは事前資料2-2を使ってご説明をさせていただきます。

まず、芦屋市では虐待対応ケースについて、個別の支援者会議以外に3つの会議で虐待対応ケースをモニタリングしています。1つ目が各ケースの対応継続状況を市でモニタリングする横レビュー会議、2つ目が対応に苦慮する場合に専門の先生方からご助言をいただく場としてのコンサルテーション会議、3つ目が今回ご報告させていただく縦レビュー会議です。縦レビュー会議は、虐待の統計データの中から俯瞰した課題を抽出して取組を検討するものとなっています。令和4年度の縦レビュー会議を実施した結果を資料2-1に記載させていただいています。開催は、令和5年2月に3時間ほど高齢介護課や地域福祉課や高齢者生活支援センター、障がい分野の関係者が集まってグループワークをして課題の選定や、取組内容の検討、対応機関は誰が対応するのか等を皆で話し合ったものです。課題はその中から4つあり、課題1は虐待対応システムの効率化です。虐待通報の件数が年々、特に障がい分野については増加しており、従来の方法では対応が困難になっているという現状があります。グループワークで話し合った取組案として、会議の開催方法の検討や、情報共有ミーティングでコアメンバー会議を同時に開催するために条件設定など、できることがあるのではないかとというところで、今後プロジェクトチームを立ち上げて年内に検討して実施していったらどうかというお話がありました。

課題の2つ目は、虐待対応システムの見直しです。虐待対応を行う中での課題について、虐待対応システムの見直しや新しい虐待対応システムの構築が必要なことが散見されるとの意見が上がりました。取組案としては、虐待対応に関する課題を集めて、その優先順位を決めておく機会を設ける、また事例特性の分析等を行う場の設定が必要ではないかという案が上がりました。今後の方向性としては、現在の縦レビュー会議と横レビュー会議でやっていることをもう少しきちんと整理をしてやっていくという流れになっています。

課題の3つ目、関わり初期からの地域ケア会議の実施、地域とのつながりの把握です。現状対応に苦慮する事例の場合、その人に関わる支援機関等が複数あることから、情報収集や課題認識の共通化等に時間がかかっています。また、方向性などは定まっていますが、本人や家族から介護に関する考えや本人への思いなどを直接聞くという機会が少ないという現状、そして地域ケア会議自体の開催に事前の情報収集や事務的な作業量が多く、その開催回数が少ないという問題点もあり、取組案としてもう少しハードルを下げて地域ケア会議の開催ができないかというところを今後検討していくという流れになっています。

課題の4つ目、警察との連携です。現状、支援者のいない人の虐待の早期発見が困難な場合や、虐待を未然に防止するという視点で警察と連携を行う必要がある一方で、支援機関と警察で共通認識が持ちづらいという問題もありました。取組案として、警察と連絡会を開催し、支援者側の対応結果を警察にも伝えていくということや、虐待防止に関する市民向けの周知活動と一緒にやっていくという案が上がりました。今後の方向性としまして、警察との連絡会を高齢介護課、障がい福祉課で警察に声かけをしていくというところで考えています。

続きまして、事前資料2ですが、令和4年度の検討を受けて、令和5年度にどのように具体的に取り組んでいくかということについてご報告したいと思います。

（障がい福祉課 長谷）

私からは、虐待対応システムの効率化ということで、先ほども話にありましたとおりプロジェクトチームを立ち上げて、この間検討を進めているところです。現時点の取組状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、効率化と聞きますと少し手を抜きたいとか、負担を減らしたいというふうイメージされるかもしれませんが、発想としては、先ほど事前資料の1-1でも記載がありました虐待の件数が右肩上がりに増えてきている中で、それに対応するマンパワーがそこまで増えていないということで例えば、もっと力を入れてもっと時間を割いて対応したいと思っているようなケースについても、ほかにもケースがたくさんあるからということで、そこに注力できていないというような環境がございます。虐待対応は今の虐待のシステムでいいですと、情報共有ミーティングという聞き取りの役割分担をする会議、そこから聞き取りをして、虐待の有無を判断するコアメンバー会議があります。こういったシステムにのって対応しているのですが、ある程度聞き取りを終えているケースなど、一定の条件に合致すれば会議を効率化できるものがあるのではないかとということで、この間検討を重ねています。事前資料2-2の課題1のところの取組内容を3点書いてありますので、その3点に沿って説明をさせていただきます。

1点目、情報共有ミーティングとコアメンバー会議を同時に開催するための条件整理です。先ほども説明しましたとおり役割分担を行う情報共有ミーティングをする前に、再発ケースなどのこれまでの経過がある程度把握できているケースや、警察からの通報で明らかに夫婦喧嘩や、親子喧嘩のようなケースなど、一定の条件に合致すれば情報共有ミーティングとコアメンバー会議を同時開催して、これまで2回集まっていた会議を1回にまとめて実施する方法ができないかというところで検討しています。一定の条件というところの線引きについて、ここの判断は経験による部分も大きいので、今後発生するケースで何度か同時開催をしてみても、条件整理をしていければなというふうに思っています。

2点目の会議の開催方法等の検討（オンライン形式での開催等について）ですが、現在芦屋市ではオンライン会議について、個人情報の取扱いなど一定のルールがあります。今後それらは見直される方向だと聞いていますが、それも見据えて今のうちにオンライン開催のルールなどをつくったほうがいいのではないかとこのところで検討しています。なぜオンライン会議を検討しているのかといいますと、1つは虐待の会議を福祉センターや市役所で実施することが多いですが、関係者の移動時間で往復大体30分程度を要するというところ、もう一つは会議の日程調整の話にもなりますが、会議場所への移動時間も含めて日程調整をすることになりますので、1人だけ参加できないからということで会議の日程が合わずに延び延びになってしまうということが現状としてあります。例えばその方がこの1時間であれば参加できるよということであれば、その方だけオンラインで参加をしていただいて、会議を開催することもできるのではないかとこのような話も上がってまいりました。いろいろと検討していく中で参集して実施が原則だと考えておまして、例外的に一定の条件のもとオンライン会議も可能という方向で検討しています。例えば急を要するケース、誰か1人だけ日程調整が合わないなどの条件を検討しているところです。ただしオンライン会議を実施するに当たりまして、情報の機密性の確保ということで、参加する際は窓口に近いとか、人の出入りの少ない場所を選択するなどの条件や、オンライン会議をする際の機材の接続も含めたマニュアルの整理などを今検討しているところです。

最後に3点目、スケジュール調整ツールを活用した調整業務の効率化についてです。日程調整をする際に、これまでは参加者同士がメールでやり取りをしていました。会議を調整する人が複数候補日を上げて、そこが可能かどうかを日程調整するのですが、全員の予定が一致するまでに時間もかかりますし、メールもその都度チェックしなければならないという手間がありました。それを解消するためにスケジュール調整ツールの「トントン」というツールがございまして、それを用いて調整をするようにしています。こちらについては既に実施しており、かなり調整が楽になったという声を聞いています。

(地域福祉課 知北)

続きまして、課題の2、関わり初期からの地域ケア会議の実施、地域とのつながりの把握で

す。芦屋市内には4つの高齢者生活支援センターがありますが、高齢者生活支援センターの社会福祉士で構成される社会福祉部会にて取組を検討する予定です。8月から取組を検討すると聞いています。

3番目、警察との連携です。今年度から高齢者、障がいのある人における支援対応連絡会の開催ということで、芦屋警察署生活安全課と障がい福祉課、高齢介護課で月1回程度検討していくことになっています。内容は、警察から虐待通報のあったケースの対応状況や、虐待に限らず支援を必要とする人に関する情報、高齢者や障がいのある人に向けた周知・啓発活動の連携、見守り活動や地域における取組の共有など、虐待だけにとどまらず障がいのある人、高齢に関することについて共有・検討できたらと思っています。

4番目は、令和3年度に抽出された課題ですが、特に予防的な取組として、地域の方が不適切な、虐待状況を見ても気づかない、気づいても相談もしづらいような現状があるということと、地域向けの研修に虐待に関するテーマがないという課題がありましたので、昨年度から障がいのある人や高齢者に関する虐待の研修の案を作成し、依頼があればすぐに対応できる体制を整えるというところを取り組んでおりました。今年虐待に関する研修の依頼があり、9月に民生・児童委員さん向けに研修を予定しているという報告になります。

(竹端委員長)

ありがとうございました。何か質問はいかがでしょうか。

(松下委員)

警察等の連携のところで、支援機関と警察で共通認識を持ちづらいという記載があったと思うのですが、具体的にはどのようなことを感じておられるのでしょうか。

(地域福祉課 知北)

そもそも虐待というところの認識からですが、本当に親子喧嘩や兄弟喧嘩であっても、高齢者や障がいのある人だからというところで通報があることも多く、その認識の差が大きくあるなというのは感じているところです。

(竹端委員長)

松下委員、それが気になった理由とか何かありますか。

(松下委員)

この前から割と虐待の通報が警察から増えているということで、協力的なケースが増えているのかなと思っているのですが、ただその認識がずれていたらただ手間が増えるだけだし、それとも警察もある程度虐待に関しての認識をすごく持たれているからなのかなのかなというのがちょっと気になったので。

(地域福祉課 吉川)

今申し上げましたように、ケースの捉え方が、警察と福祉の介入というところで視点が違うということもありますので、まずは双方がどのように同じケースを見て捉えているのかというすり合わせや、福祉が介入したらこのように動くという、お互いの動きも理解をするというところから始めないといけないかなというところがあります。認識の差という以前にどのような流れで通報が来ているのか、まずは知らないといけないというところでの課題の感じ方があったように見えています。

(竹端委員長)

恐らく事前資料2-2の3番のところが課題感の共有みたいなことを目指されているのだろうなと見ていて思ったのですが、ありがとうございます。

(和田委員)

ちょっと重なると思うのですが、警察と連携するという中で警察じゃないと分からないかもしれないのですが、本当は迷惑だと思っているのか、それともこういうことは警察もしつかりと運営していかないといけないという認識なのか、実際にどうなのかなと。

(地域福祉課 知北)

感覚としては、警察もやりたいというお気持ちでいてくださって、向こうからもこういう機会があればぜひ参加したいし、どんどんやっていきたいというお声はいただいています。

(竹端委員長)

恐らく虐待で新聞記事などがかなり多くなり、警察は何をやっているのかのような批判とかもある中で、ある程度対応したい、その思いが強くなるあまり、疑わしいものは全て高齢者生活支援センターとかに言えばいい、みたいなことになってしまっている現状があり、逆に言うところここがコミュニケーションのチャンスなので、今は、高齢者生活支援センター等の機関の方がどのようにやっているのかをご紹介しながら、警察とどういうふうに関係の目線を合わせていくみたいなことを、恐らくこの警察との連携との取組内容として月に1回話されるというという理解でいいでしょうか。

(地域福祉課 知北)

はい、おっしゃるとおりです。通報があつてからこちらがどのように動くか、それから警察も上げてくるまでにいろいろなことをしてくださっているかと思うので、そこの共有等もしっかりと行っていきたいと思っています。

(竹端委員長)

ほかに皆さん、いかがでしょうか。

今日、多分一番大事なのは、次の3番の議事なので、次に行きたいと思います。

協議事項になります。事前資料3-1になるのですが、孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブックプロジェクトチームの協議内容及びそれについての議論になります。

(2) 協議

「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」について

【事前資料3-1 「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」プロジェクトチームでの協議内容】

【事前資料3-2 ハンドブック本文・導入(案)】

【事前資料3-3 ハンドブック・課題ごとの対応(案)】

【事前資料3-4 フローチャート(案)】

【事前資料3-5 意思確認シート(案)】

(地域福祉課 平川)

事前資料3-1をご覧ください。昨年度、令和5年2月に開催した前回の権利擁護支援システム進員会の後に、事前資料にもあるようにプロジェクトチームを2回開催しました。ここで協議した内容及び、現在作成しているハンドブックについてご報告させていただきます。

事前資料3-1の1、第2回プロジェクトチームでは、各施設等にアンケート及びヒアリングした結果と、それに基づくハンドブックのアウトライン、目次について協議いたしました。いただいたご意見としては、具体的な事例があると分かりやすい、Q&Aがあったほうが分かりやすい、どんなときにどこに連絡したらよいのか課題について整理したほうがよい、一目で見て分かるようなフローチャートがあるとよい、というご意見がありました。これらのご意見を踏まえて事前資料3-2以降のハンドブックの導入や、課題ごとの対応などの資料を作成しました。これらについては、第3回のプロジェクトチームで協議した内容となりますので、まず資料の説明をさせていただきたいと思います。

事前資料3-2と3-3を作成する際に意識した点等について、権利擁護支援センターからよろしく願います。

(権利擁護支援センター 谷)

アウトラインの中で最初の導入のところ、1のはじめに、2の支援における基本的な考え方、この導入があって、その後で本文が続く形になります。はじめにのところは、このハンドブックを作成するに当たっての社会的な背景や現状、問題を一番上のところに置いて、真ん中の段落にはこれまでの経過を記載しています。令和3年度に病院における身寄りのない患者の支援ニーズに関するヒアリング調査を実施しており、それを受けて身寄りがいない人、今回は孤独・孤立による支援課題を抱える人と設定していますが、その方たちの課題が病院以外の関係機関でもあるだろうということから、昨年度からアンケート及びヒアリングを実施してきたという背景、これまでの経緯となっています。それがはじめにのところですよ。

このハンドブックを使って支援していただくにあたって、支援者が共通して認識・理解しておいてほしい、基本的な考え方や姿勢を伝えしておきたいという気持ちで3項目、これだけではないのですが、押さえていただきたい3点は、権利擁護と自己決定の尊重、意思決定支援。あとはチーム支援、この3項目について簡単ではありますが、こういう意識で進めていただきたい、理解してほしい、考えてほしいというところを上げています。

導入のところはこういう形で作成しています。ですので、こういう項目も入れたほうがいいのかどうか、ここの表現がちょっとおかしいよとか、そういうことでご意見をいただけたらと思います。

(権利擁護支援センター 川南)

続きまして、事前資料3-3のハンドブック、課題ごとの対応案について説明させていただきます。アンケート、ヒアリング、各施設や相談事業所へのアンケート、ヒアリングの結果と、様々な課題が浮かび上がってきたということを第2回のプロジェクトチームでご報告させていただいた後に、どういった内容にすればいいかというのもプロジェクトチームの皆さんにご意見を伺い、内容をつくってまいりました。大きく課題を5つにまとめています。

1 金銭管理、2 死後事務、3 医療行為（手術、終末医療などの同意の意思決定支援）、4 意思決定支援、5 見守り体制の構築と大きく課題を5つに分けています。金銭管理、死後事務、医療行為に関しては、様々な具体的方法がありますので、それを紹介するという形になっています。最初に、例えばこんなときというふうに、これもプロジェクトチームの皆さんからご意見を伺ったときに具体的な例があればいいということで、そのほうがイメージしやすいということでいくつか書かせていただいています。その後、判断能力がある方、不十分な方と分けた上でそれぞれ使える制度などを記載し、その制度の説明でキーワードがどういったものを説明させていただいています。その後には、コラム風に相談員やケアマネジャーなど支援者がちょっと疑問に思うようなことについてポイントを書かせていただくような黒に囲った欄があります。その先はどこに相談をすればいいのかが分からない方もいらっしゃると思うので、相談先を制度と連携するような形で書かせていただいています。

その次も、プロジェクトチームでの意見で、相談するとき、対象者となる身寄りのない方、孤独・孤立の方からどういったことを聞き取ったらその後の支援がスムーズに行くかというポイントを書いています。金銭管理、死後事務、医療行為は、同じように書いていますが、4 意思決定支援、5 見守り体制の構築は、少し抽象的な形になるかと思います。4 意思決定支援のところも、最初は事例を書き、後ほど説明します、意思確認シートの確認の後に意思決定支援等にかかるガイドラインを5つほど書いています。これは厚生労働省から出ているガイドラインですが、こちらを書いただけでは分かりにくいと思うので、この後どういった事例のときにこのガイドラインを参考にすればいいのかというポイントも書き、それに関わっている方が見えそうなガイドラインはこれだなということで調べてもらいやすくするようにしたいと思っています。

見守り体制の構築は、これからのことになります。ハンドブックも作って終わりというわけ

ではなく、ハンドブックを作った上で様々な研修やこれからの体制をつくる上でのことになると思います。書いてあることは抽象的ですけども、この先のことになるのかなと思います。

(地域福祉課 平川)

事前資料3-4の前に、3-2の補足をします。事前資料3-2の1のはじめのところ、事務局としては、これにACPの活用等、違いについても記載していきたいと考えています。

(竹端委員長)

ACPとは何ですか。

(地域福祉課 吉川)

ご自身の人生の最期をどのように迎えたいかというところを話し合っておく取組のことで、権利擁護支援センターでは終活の一環で、ろうスクールを実施していますが、自発的に自分の今後のことを考えておられる方が参加されています。一方、このハンドブックが必要となる方というのは、ご自身の最期をどうしようかというようなことを考えられる間もなく、意思表示ができない状況に陥られている方もいらっしゃるし、今は向き合いたくないということです。いろいろなことを避けてこられてこられた方もいらっしゃると思われ、終活的なものとの違いがあると思います。その部分の違いも押さえながら支援者として、これをどのように活用してもらいたいのかをこの中に記載できたらなと思っているところです。

(竹端委員長)

事前資料3-4と5に行く前に、そもそもこのハンドブックは誰に何をどのように伝えるものかという目的が言われておらず、初めて聞かれた方は多分分からないと思いますので、前段としてご説明いただいていた方がいいですか。

(地域福祉課 吉川)

このプロジェクトチームは、これまで様々な支援を行う中で、施設の入所の方で身寄りがない方の支援で、支払いのことや、在宅に向けて帰るとなったときに困ることがある、という話があり、そこから、施設の方などに状況をお伺いする中で、最初は単純に身寄りのない人みたいなところからの話でしたが、支援が届かない方などに関して支援者がどのように関わっていったらいいのかをひも解くといいですか、少し立ち止まって支援の策や案がこの中から見いだせるきっかけがつけられたらいいというところを取り組んでいるものです。これは、基本的には支援者に見ていただくと思っておりますし、最終的にこのガイドラインができた際には、支援者の方と共有するような研修か意見交換会のような場を持ちながら、専門職の方にはそれこそ意思決定支援のことについても考えていただく機会や、地域の中での見守りのことを考える機会にさせていただくとかというようなことにも発展させていけたらと思っております。

(竹端委員長)

ありがとうございます。

(地域福祉課 平川)

続いて、事前資料3-4の説明をさせていただきます。事前資料3-4をご覧ください。冒頭でご報告させていただきました第2回プロジェクトチームについてのご意見も踏まえてフローチャートと併せて作成いたしました。意識して作成した点が2点ありまして、1点目は1枚に収めるように作成していることです。先ほどもありましたが、基本的に支援者が手に取って見ていただくということで、お忙しい中手に取っていただくところを想定しているため、複数枚にわたらないように作成をしています。

2点目は、事前資料3-2と連動させているところです。すぐに見たいところを見るということが目的としてフローチャートを作成していますので、ヒアリングやアンケートの中でいただき、必要と思った項目をピックアップした事前資料3-2の項目が全て網羅できるように作成しています。1点苦労した点がありまして、それは親族・家族がいるけれども、関係不良の場合です。ご覧いただいても分かるかなと思いますが、親族・家族がいて関係

が不良な場合というのは、一応矢印が1つしかないので、これで解決するのかということや、実際に親族・家族がいない場合と連動するのではないかとという点で苦勞していますので、その点についてまたご意見をいただければ幸いです。

次に、事前資料3-5をご覧ください。施設等のヒアリングの中で、元気だったけれども、急に入院する必要があった場合に、本人の意思が分からなくて苦勞したことがあるというところで、事前に意思を確認できるようなシートがあるといいというご意見もいただいたため、横浜市が作成しておりました身寄りのない人への支援に関するガイドラインにあります事後確認シートや役割分担シートがもしものときの意思確認シートというものを参考に、事前資料3-5の意思確認シートを作成しました。このシートに関しては、記入していただく対象者は、現在は特に問題なく暮らしている方でも、もしものことがあった場合にどうしていきたいかということを中心に事前記録する予防的な視点での活用を想定しています。活用場面についても、現在明確には決めておりませんが、考えられる場面として、契約時に契約書類と一緒に書いていただくことや、ある程度関係性が構築できてから話の流れで記入していただくなどを想定しています。意識して作成した点としては、フローチャートとかぶるところですが、両面1枚に収めている点です。しかし、このシートは、支援者だけではなく実際に対象者の方に見て記入していただくことを想定しているため、最低限の項目を残しつつ、できるだけ記入しやすいような幅や枠を取りながら1枚に収めていることを意識しました。

戻りますが、事前資料3-1をご覧ください。これらの資料を踏まえて、第3回のプロジェクトチームでいただいたご意見としては、緊急の医療同意のサインが必要になったときの対応方法、解決方法の記載があるとよい、見守り体制の構築に関してチーム支援とかの成功例があるとよい、またそのときにその成功例に対して誰がどのような役割をするのか明確に記載されていたほうがよい、意思確認シートは、どのようにいつ使うのか、どう活用するかということを確認にしたほうがよい、フローチャートに関して家族・親族だけではなく友人・知人等、関わる方がいるので、追加したほうがよいのではないかというご意見をいただきました。

説明は以上になりますが、ご不明点とご意見等をいただきたいと思っております。

また、在宅医療介護連携の研修会でもこのハンドブックのことをご紹介させていただいており、アンケートでもご意見をいただきましたので、今後考えていきたいと思っています。

(竹端委員長)

これはまさに今検討中の内容ですので、皆さんから積極的にいろいろとご意見・ご質問をいただきながらいいものに高めていきたいのですが、今日初めて来たけどよく分からないとか、これはどうなのかみたいな部分についてもどンドン遠慮なくおっしゃってください。できれば全員の方にご質問なりご意見をいただけたらうれしいですが、いかがでしょうか。

(福島委員)

いくつかあるのですが、まず事前資料3-3の金銭管理の部分なのですが、これは相談先として割と早い段階で権利擁護支援センターの記載がありますが、成年後見制度の説明やその他ほかの金銭管理に関する在り方の説明のようなことになってくると思います。この場合にだけ一時的な相談窓口的な扱いになっているが気になりまして、権利擁護支援センターでなくてもよいかなどという、より難しい話になってくれば受けてもいいと思いますが、一次的な窓口としては違うかなという印象を持ちました。

医療行為の部分の太い黒囲いの中で、身元保証と身元引受のことがここで書かれていますが、医療行為に関する同意の問題と、身元引受、身元保証の話とはかぶる部分もありますが、問題としては違うので、ここは項目としては別立てで書いたほうが説明を、施設や病院に求められたときにどうするのかという話は別枠で説明があったほうがよいと思います。

(竹端委員長)

どう違うのか教えてもらってもいいですか。

(福島委員)

身元保証人や身元引受人がいれば必ずしも医療同意ができるというわけでもなく、基本はここにも書いていただいているように医療行為はご本人が判断をするものであって、身元保証人がいればその人が医療行為に関する同意ができるというものではないので、あるいは身元保証をここに書かれているようになぜ求められるという部分に対して、後見制度を利用するとか別の第三者がその施設や病院が心配していることを対応すれば後見人を立てる必要はないのですよ、という説明で回避することは可能ですが、医療同意に関しては誰かがいるからといって必ずしも回避できるという問題ではないので、別問題だと思います。ですので、これは対応の仕方も変わってきますので、これは別立てで説明をされたほうがいいのではないのかなと思いました。

(竹端委員長)

今のご意見に対して事務局、お願いします。

(地域福祉課 知北)

1点目の成年後見制度やその他の金銭管理の一次的な窓口については、権利擁護支援センターだけではなく、高齢者生活支援センターや障がい者基幹相談支援センター等の窓口が知識を蓄えて、ご説明いただき、詳しいことや、関係者の調整等になったときに権利擁護支援センターにご相談いただくような形を取れたらいいかと思っております。そのための研修や知識の蓄えと、このハンドブックは併せてやっていく必要があると思っておりますので、改善させていただきたいと思っております。

2点目につきましても、整理の仕方を事務局で話し合っただけで修正していきたく思います。

(竹端委員長)

ほかに皆さん、いかがでしょうか。

(松下委員)

ケアマネジャーをしていて、今一番課題として困ることがあります。この前も権利擁護支援センター運営委員会の安部弁護士に相談をさせていただいたのですが、最近ちょっと増えてきているのが、緊急に家に帰ってきたというケースです。支援者が初めて会って、すぐに亡くなってしまい、相続人が支払いを拒否してしまう、そういう場合でなくても、なかなか支払いをしてくれないというケースが結構増えてきています。そうなるかと払ってくださいと言ってもなかなか払ってくださらなくて、サービスを入れる時点でもある程度そういう傾向があると分かっていたら、サービスも入れられず、事業所の方は泣き寝入りするしかないのかなというのがいつももやもやしています。入らなければいいというわけにもいかず、そこがとても悩ましいのですが、そういうケースがちょっと増えてきている印象があります。

(竹端委員長)

まだちゃんと分かっていないので、教えていただきたいのですが、その場合というのは、いわゆる本人はもともとお金、財産を誰かに管理してもらっていてという話ですか。

(松下委員)

いろいろなパターンがあるのですが、例えば本当に末期がんで家というか、内縁の方のところに帰ってきて、急いで支援者を集めてサービスが入りますが、亡くなられた際に、キーパーソンは一応内縁の方ではあるのですが、言ったら内縁関係なので難しいことがあります。

(竹端委員長)

内縁なので払う必要はないといえないけれど、法的にはどうなのかということですね。

(松下委員)

一応親族でお兄さんとかがいらっしゃったので、そこに払ってくださいということをお願いしましたら、この期に及んでたとえ5,000円とかでも払いたくはないと、その請求は浮いたままというか、そういうケースがちょっと何件かあります。

(竹端委員長)

それは難しいですよ。死後事務というのには言い切れないような話ですね。

(松下委員)

微妙なお金を本当に払ってくれるのかな、みたいな感じです。

(竹端委員長)

結局それでサービスを実際に提供した事業所が誰も払ってくれないから泣き寝入りしないといけなかったみたいな話ですね。

(松下委員)

介護保険で9割なり7割は入ってきたとしても、実際に自己負担の分は言ったら泣き寝入りですし、本当に緊急にいろいろと対応して下さっても結局ばかを見るじゃないですけど。

(竹端委員長)

もっと言ったら、それが続けばそんなややこしいところには入らないほうがいいのではないかと思います。スキミングみたいなことが起こるかもしれないということですよ。

(松下委員)

それもあります、ケアマネジャーとして調整する立場からしても、分かっているのにそんなのはどうやって調整をするのというところがあり、何となく去年あたりから増えているような気がします。こういうのはどこにどういうふうに相談をすればと思います。

(長城副委員長)

弁護士の非常によく見る場面です。松下委員がおっしゃったケースの場合では、もちろん相続人が誰かという問題とか、法的にはどうなのだという話とは別の話だろうと思いますけど、当然、権利、義務に関しては相続によって承継されるので、例えば全員が相続を放棄してしまうとかという異常事態になった場合は別として、何らかの形で権利なり請求先は最後にどこかに残っています。ただこればかりは、特に人が亡くなるケースというのは、亡くなったら子供が1人しかいなくて配偶者がいませんという単純なケースばかりではないので、相続関係が安定するまでものすごく時間がかかることが多いです。今私が関わっている事案も、相続人が放棄して多分ここで承継されるだろうなという見通しをつけている事件なんかもあり、そのような場合ですと半年とか軽く時間が経ってしまいます。ですので、その辺は丁寧に支援者や、私はその件に関しては補佐人として関わっていた事案ですけれども、元補佐人としての引継ぎの内容として、こういう見通しを立てていますということを常に情報提供をした上で、ご理解をいただいておりますということが、まずは本則なのかなと思います。

もちろん具体的な処理として死後事務というのもありますけれども、亡くなった直後の金銭処理について身を受けた方がおられれば、その方が委任契約に基づいて払っていただくということもできるでしょうし、支援を入れる際に内縁の方とかとの間できちんとコミュニケーションを取っておいた上で万が一のことも想定されるのでということで、事前にいろいろと調整しておくという方法もリスク回避の方法としてはあり得るのかなと思います。確かに松下委員がおっしゃったケースというのは、かなり大変そうだなとは思いますが、これはやはりいろいろとひも解いていけば最終的に泣き寝入りにはならず終えることも十分あり得ると思います。時間がかかるという意味で、だから終末期のサービス等に関するリスクの認識もまず事業所にある程度していただきたいところもありますし、混乱した状態のものであっても当然解決の糸口はあるので、そのあたりは逆に専門家に相談していただくのもありなのかなと思ってお聞きしていました。

(竹端委員長)

今説明して下さったことがここに書いてあったらすごく便利ですよ。

(松下委員)

そうですね。

(竹端委員長)

現場のケアマネジャーレベルだと、相続における権利・義務がどのように継承されるかというところまでは、法律の専門家じゃないと分かっておらず、そのまま泣き寝入りをしないといけないのだろうかみたいなケースが多分あるような気がします。

(長城副委員長)

ご相談は多いです。

(竹端委員長)

恐らくそのときに今長城副委員長がおっしゃっていただいたような、法律的見立て、弁護士から見た見立てはこうで、だからこそこういうときに困ったら弁護士を頼ったらいいいといった話も入っていると、松下さんのような心配事も大分減ってくると、そんな感じですか。

(松下委員)

そうですね。はい。

(長城副委員長)

目の前のお金の返還、システムを知っていたからといって、すぐにお金に来るわけではないですが、ある程度自分の視野が広がって、時間軸的に少し先のほうまで行くと可能性が広がるなというのを意識されれば、1つはメリットなのかなと、そのあたりのことで例えば支援者間とかこのハンドブックを共有する方々の間で認識が広まれば安心が広がるかなと思います。

(竹端委員長)

事務局、いかがですか。

(地域福祉課 知北)

個々のケースのパターンもいろいろとあると思うので、長城副委員長がおっしゃってくださったようなことも書きつつ、権利擁護支援センターの専門相談など、相談体制の周知や、場合によっては背景を掘り下げると、もしかしたら経済的虐待の可能性もありますので、市や障がい基幹相談支援センター、高齢者生活支援センターと一緒に考えていけるような、ケアマネジャーさんにも気軽に相談していただけるように考えたいなというふうに思いました。

(竹端委員長)

和田委員、三芳委員の現場の皆さんにぜひご意見いただきたいのですが、いかがでしょう。

(和田委員)

意思確認シートは、内容はとてもいいと思うのですが、私が施設に勤務していてよくあるのは、家族さんと確認をして、あまり連絡が取れないとかで突然亡くなられた後に、今まで全く知らなかったご家族来て、そのときの意思確認は念書がなかったのか、本当にそれは母親の意思なのか、と聞かれて困るときがあります。例えばこういう法的な効力はあるのですか。

(長城副委員長)

この意思確認シートというのは、特に法的な何か意味合を持たせて残すという趣旨ではないのだろうと思いますので、ご質問からすると多分法的な意味までではないですという話になると思います。自分の終末意思を残す方法は、法律上別の制度がありますので、それを利用するということになるでしょうし、多分そういったところで想定されていない内容をここに記載するというところで作られているものなのかなと思うので、そのあたりに関しては、別途意思確認を少なくとも施設なり支援者でこういう意思確認をしたということの記録を残すという意味はあるかなと思います。

(竹端委員長)

今の長城副委員長の話では、例えば法的に効力を持つものはこうだけど、それは別のものとしてこれがある、みたいな明記があったほうがいいということですよ。

(長城副委員長)

ただ法的に終末意思を表すものとして、遺言とかを想定して言いましたが、それは別に義務

でもないし、もちろんご本人にそういうものを残さなくてはいけないという考えがなければ発生しないものだと思うので、別にそういうものがありますみたいなことを書いてしまうと、あるのかなのかというところでまた混乱を来すような気がしますね。

(竹端委員長)

それを事務局に考えてもらって記載するのは、難しいですね。

(三芳委員)

プロジェクトチームにも参加させていただいており、このハンドブックが有効的に活用できていくだろうと思っているのですが、最初の金銭管理や死後事務、医療行為の同意では、新しい相談員の方々にとっては非常に助かるものになろうかなと思います。サービスや制度についての説明や、こういうときにどうやったらよかったというふうな事例等が非常に参考になるだろうと思っているのと、4番の意思決定支援では、障がい分野では意思確認シートを活用する場面は少ないかなと思っています。どちらかというところ、高齢分野の部分になろうかと思うので、障がいは意思決定支援のガイドラインがポイントになってくるかなと思います。それを読み込んでいくのは難しいと思うので、今後、障がい分野と権利擁護支援センターと一緒に意思決定支援の研修等を定期的に行っていく必要があると考えているところです。

(山川委員)

こういう支援のハンドブックがあれば1つの基準というか、これを基にいろいろと動ける、対応できるということがあれば支援をされる方にとっても非常に役に立つのかなという気はします。ただ多分これを作られる際に、どの程度までの内容を載せることが必要なのかというところがぶれてしまうと、項目によって程度感が変わってくることもあり、そのあたりをどこに合わせるのかというところがあるような気がしました。結局、専門機関に支援者をつなぐために、こういう場合にはこういう仕組みがあって、こういうところにつないだらいいですよというところまでなのか、支援をするのであればもう少し頑張って、ここまで理解をしていただいた上でやってください、とするのかというところで作りが変わってくるのかなと思います。どのあたりのところまで作ったらいいのかなというのは分かりかねるところはありますが、個人的は、まずは作ってみようというところのものかなと思いますので、最低限のある程度の指針的なものを示すだけでも値打ちはあるのではないのでしょうか。先ほど議論のような具体的にどういうときに困るというところを載せていくのか、例えばそれはもうちょっと掘り下げた別の実践編みたいな形で将来的に整備していくほうがいいのかとか、まずはそのあたりの統一があったほうが事務局もやりやすいし、見る側も見やすいのではないかなと思いました。

(竹端委員長)

そのあたりは現時点では事務局はどうお考えですか、レベル感については。

(地域福祉課 知北)

専門機関につなぐところは最低限載せるというところと、簡単な語彙の意味や、制度の内容については、わざわざ検索しなくても載っているというところまでは記載したいと思っていました。やはり知識をためるというところを全部書いてしまうと、ボリュームも多くなってしまっているので、それは研修や意見交換会とどのように組み合わせてやっていくのかというところも長い見通しを持って作っていきたいと思います。

(竹端委員長)

場合によってはガイドラインとかも既にPDFであるものについては、QRコードか何かを載せておいて、これを参照みたいにしておいたらいいかもしれないですね。

(長城副委員長)

先ほどの和田委員の質問に対して私の答えがちょっとずれていたもので、訂正をします。この意思確認シートですが、裏面を見てくださいと遺言書がありますか、という質問がある・ない、の欄にこういう種類がありますということがあるので、一応、法的な効力を持つ終末意

思の表明については、このシートの中に既に反映されているので、それ以外の部分ということで書く意味はあったと理解をしていました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。

(中山委員)

行政の立場なので、本文のところが気になったのですが、これは芦屋市として作成されると思います。ハンドブックとして活用いただきたいのは支援機関などの様々な方となるので、期待しますとかという言い方が良いのかなと思いました。そのあたりは行政の主体として作成して、主体となって動いていただくのは支援機関だという、その目線を2つ持って書き分けていただけたらなというふうに思いました。

(竹端委員長)

場合によって、これは民生委員さんも見ってくれるかもしれないですからね。

(中山委員)

そうですね。

(竹端委員長)

芦屋市が責任を持つけれども、読んでもらう人の読みやすいようにという、ややこしいですけど2つが必要ということですね。

(中山委員)

それともう一点、例えば権利擁護支援センターや、高齢生活支援センターなど、専門機関はこれを読み込んで活用いただけると思うのですがけれども、サービス事業所、例えば、ヘルパーさんはこれを読む時間もないでしょうから、その管理者なりがこういうときはこうするみたいな早く解決や相談先にたどり着けるような一覧表であるとか、チェックシートみたいなものも工夫をすると事業者さん、民生委員さんも助かるのではないかなと思います。

(竹端委員長)

向委員、最初から訳が分からないと思っておられるかもしれませんが、逆にいったら本質的な質問をしていただける可能性もあるのでお願いします。

(向委員)

本当に全然知識がなくて参加をさせていただき、こんなお話をされるのだということにあたふたしています。私は市民というか、介護をしながら今現実に向き合っている人間なものですから、いろいろな目線でどうつながっていくのかなと考えて動いてくださっているのだなというのがよく分かりました。本当に必要としている部分が何かなというところも考えていただけたらうれしいなと思いました。

(竹端委員長)

今ご自身が介護をしておられるとおっしゃいましたが、そのときにこのようなものを見て、もう少しこのようなものがあつたらいいなというのはありますか。

(向委員)

このようなものがあつたらいいなというところまでは発展していないのですけれども、直接この方たちでつながってもらえるのかなというふうな思いはちょっとあります。

(竹端委員長)

誰にどうつながっていいのかみたいなのところということですよ。

問題があつたときに具体的にどうつながっていったら、今言われているようなサポートの仕組みにつながっていくのかみたいなことが見えにくいということですか。

(向委員)

そうですね、今、介護をしている当事者がどう動けばいいか、私は今ケアマネジャーさんがついてくださっていて、いろいろな意味で相談もさせていただいているのですが、自分で動く

ときに何に手をつけていったいいのかなというようなことが正直分らないです。

(竹端委員長)

そういうことですね。もうちょっとこういうのが分かる手立てになるとか、これを知っているケアマネジャーさんとちゃんと出会えるようにするためにどうしたらいいかという話になり、松下委員につながっていくと思うのですが、これをケアマネジャーの皆さんに理解してもらうために、どうしていったらいいとか何かありますか。向委員がおっしゃったように、これを介護者に読んでくれという話は無理なので、介護者に直接出会っていることが一番多い、ケアマネジャーや障がいの相談員が、これを理解して、きちんとそれを分かりやすく介護されている方や家族、ご本人に説明できるようになっていないと、意味をなさないと思うのですが、そのためにこのガイドラインがこうなっていたらいいな、というものはありますか。

(松下委員)

このガイドラインを作られるときにどちらかというと、経験の浅いケアマネジャーや支援者向けというところがあるので、そういう意味では割とまとまってきたのではないかなと思っています。なので、それをいかに沢山の支援者やケアマネジャー、管理者に届けられるかだと思います。ケアマネジャーが複数いる事業所は、管理者だけが読み、現場のケアマネジャーは仕事に忙殺されていてそこまでいかないとか、個々にそういう相談をなかなかできていないケアマネジャーがたくさんいると思います。実際に、ケアマネジャー友の会にも入ってくださっていない人もいらっしゃるって、どういうレベルでどれぐらいの研修をしているのか全く把握できていないことが現状としてあります。ケアマネジャーの人数も減ってきており、本当に玉石混交というか、かなりレベルの差はあると思っています。できるだけその差を縮めたいとは思っているのですが、その足掛かりになればと本当に思います。

(竹端委員長)

事務局に問われているところは、ガイドラインを作ったら終わりではなく、これを基にどんな研修をして、ケアマネジャー等の質の向上を図るのかというところが、意思決定支援や権利擁護支援のところでものすごく大事だと思うのですが、そのあたりについてもし思うことがあれば、追加で言っていただけたらと思います。

(地域福祉課 吉川)

第4次地域福祉計画を策定する際、成年後見制度利用促進計画の中身をこの場でご議論していただいたときに、職員の研修であるとか人材育成の話は出たかと思っています。その課題といえますのは、この権利擁護の場面だけではなく、様々な場面で言われています。重層的支援体制整備事業ということで、縦割りの制度を横でつないでいく、いろいろなところがきちんと連携をしてチームで支援ができるようにしていくというような制度を市として取り組んでいく中でも、力量の差が出ているところもあります。また、行政職員と専門職との連携も必要であるとかというところで、人材育成、連携というところはどこのフィールドでも言われていることなので、そこはトータルで見たときにどのようにするのかを考える必要があると、課題として認識しています。また、フィールドによって求めるものが違うので、行政としては優先順位をつけながら考えていかないといけないと思っています。ともあれ、いろいろな職種の方が顔見知りになるということがまずは大事ななと思っており、例えば、権利擁護支援センター運営委員会でも、弁護士に相談をするというのはハードルが高いというような現場のケアマネジャーの意識があり、それを少し緩和するためには、先ほど福島委員が言っておられた研修会を合同で開催するとかというようなこともそうですし、様々な場面を通じた人材育成ということも含めて、顔の見える関係性づくりをやっていくということが大事かと思っています。具体的に組み立てるといえるところまではいっておりませんが、そういったことは常に考えながら進めていきたいと思っています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。

(福島委員)

細かい話になるのですが、事前資料3-3の意思決定支援の部分の例のところですが、本人の意向よりも家族の意向が反映されている、ありますが、そういう家族のいない人の話をしていると思うので、仮に他の人ということであれば、支援者とかの表記のほうがいいのではないかというのが1つ。また、先ほども出ましたが、このガイドラインを全部読んでというよりは、簡単に見ることができて分かるもの、ということで、事前資料3-4を作っていただいていると思うのですが、事前資料3-4の場合分けはなかなか難しいと思います。家族・親族がいない場合の1つ目の左は困りごとなしで、2つ目が心配なことがある、となっていますが、結局、意思確認シートを作ったりするということになると、もう少し違う、例えば本人の自覚がある、ない、ということなのかもしれないし、ここの整理をもう少ししないと、うまく場合分けができなくなるかなと感じました。なかなか難しいと思いますが、これを充実させることで一覧できるものになるかと思います。

(竹端委員長)

心配事が左で急性期だし、真ん中ぐらいはいよいよ現実的になってきただし、右側のほうはこれから考えておかないといけない心配事みたいな話ですね。そのような整理ぐらいにしておくとか分かりやすいかもしれないということですね。ありがとうございます。

ほかに皆さん、ご質問はいかがでしょうか。

私から、5番の見守り体制の構築について、プロジェクトチームでも申し上げたのですが、見守り体制の構築が一番大事だけれど、書きぶりが一番苦しいというところが現状であると思っています。先ほど事務局がおっしゃっていましたが、重層的支援体制というより、縦割りではなく、いろいろな困りごとを抱えた人を様々な立場で連携しながら支援をしていく体制を市としても構築していくのか、その中でこういった課題について今対応し切れていない部分をどう対応するのかという、今後の課題と現状できていることというのが多分2つあると思います。この中で書こうとすることと、それ以外にも市としてこれからこうしていかないといけないと思っているところを事務局から説明してもらっていいでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

この中で記載するとすればということですが、見守り体制の構築ということに適するかどうかということは別といたしましても、多機関で協働して支援をしていく必要がある、多機関で協働したいけどうまくいかないというようなケースがあれば多機関協働の窓口にご相談をしてくださいということは書けるかと思います。また、地域で気になる人を支援者の方が見聞きしたというようなことも含めて、ご相談いただける、総合相談窓口を社会福祉協議会に委託して、福祉センターの中に設けていますので、何か気になるけれどどこにつなげていいかわからないということがあれば、相談してくださいといったことも書けるのではないかと思います。竹端委員長が今後の展望としておっしゃってくださったのですが、多機関協働をやりながら少しずつ事例を積み重ねていっているところです。そこでも、近隣との関係や地域の見守りが必要だという認識は支援者の中では強く持っているのですが、それをご本人にどう伝えて、どのように地域や近隣の方と関係性を再構築していただくのか、また地域で見守っていただく人材の確保、民生委員さんがとても忙しくなっておられる中で、個人情報も保護しながらどんな形でやっていくのがいいのかというようなところは新たな仕組みや体制づくりを考えていかなければいけないと思っています。それは重層的支援の多機関協働を進めていく中で事例を重ねていき、課題として考えているところです。

(竹端委員長)

ほかに皆さん、ご質問とかご意見とかはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、閉会になります。最後今日の議論のまとめを長城副委員長からお願いします。

(長城副委員長)

皆様、お疲れさまでした。本日の議事を振り返っていきたいと思います。最初に報告事項として権利擁護支援センターの運営委員会のことがございました。新しい委員も加わっていただきまして活発に議論がなされたと思います。

相談の実施状況ですとか、後見業務、虐待に関する対応などを報告いただいた上で、市民後見人の活動とか活用といったところの場面でかなり議論が盛り上がったと感じられます。権利擁護支援者としての位置づけですとか、特に芦屋市での位置付けというところについても皆さんの理解が深まったのではないかと思います。

続きまして、縦レビュー会議に関する報告が行われました。こちらでも会議の開催方法ですとか、合理化、効率化についてどんな工夫ができるのだろうか活発なご意見交換をいただきました。具体的な取組の例も示され、私は「トントン」というアプリを初めて聞きまして、なかなかいい名前だなと思いましたけれども、出前講座の実施例もあり、ここもうまく活動できているのではないかと思います。課題としては例として警察が上がりましたが、警察との連携に課題を見いだしている委員がすごく多くて、皆さんの意識が共有されたかなと思っています。

そして先ほど皆さんで話をさせていただきました、孤独・孤立の支援課題を抱える人への支援ハンドブックに関する議論でございます。まずこのハンドブックの位置づけについて皆さんの議論の中で支援者に手に取っていただくためのものだという位置づけを皆さんで確認した上で、各方面からの議論をしていただきました。まだ作成中ですし、誰の視点からどういう工夫ができるかについての工夫はまだまだ多そうですし、黒く囲っているところを見させていただいて、非常に読みたいと思わせる内容が多いので、どの部分に書くのかということは位置づけがいろいろあるとは思いますが、支援者にとってこういう角度の問題もあるのだとか、こういう例があるのだということ認識できるような形でハンドブックができていくことを期待したいなと思っています。

最後に、意思決定支援シートについても皆さんからいろいろご意見が出ていました。やはり孤独・孤立で悩んでいる方にご自身の観点から、本人に書いてもらうという観点から難しい面がいろいろあるなと思って聞いておりましたけれども、ご本人の意思というのをしっかりと把握する中で支援者が活躍していくための重要なツールになるのではないかなと思ってお聞きしておりました。

今日の議論のまとめとしては以上です。

(竹端委員長)

では議事を終わります、事務局に返します。

(地域福祉課 吉川)

本日も様々なご意見をいただきましてありがとうございます。ハンドブックにつきましては、まだまだ改善の余地や中身を充実させていく必要があると思っていますので、プロジェクトチームにご協力いただいている委員の皆様には引き続きご協力をお願いします。また、先ほど法的なところでのご意見もいただきましたが、長城副委員長や福島委員にはご協力を賜ることもあるかもしれませんので、その際にはどうぞよろしく願いいたします。

次回は、年が明けて2月頃に開催できたらと思っています。また日程を調整いたしましてご案内を差しあげますので、どうぞよろしく願いいたします。

(竹端委員長)

では、今日はこれで終わります。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

閉会